

○厚生労働省令第二十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号及び第十二条第一項第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「細菌性髄膜炎」の下に「（第十三号から第十五号までに該当するものを除く。以下同じ。）」を加え、同条第十三号中「水痘」を「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同条第十四号中「髄膜炎菌性髄膜炎」を「侵襲性髄膜炎菌感染症」に改め、同条第三十四号を同条第三十六号とし、同条第十五号から第三十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 侵襲性肺炎球菌感染症

十六 水痘

第四条第三項第九号中「髄膜炎菌性髄膜炎」を「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同項中第十六号を第十八号とし、第十号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 侵襲性髄膜炎菌感染症

十一 侵襲性肺炎球菌感染症

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に髄膜炎菌性髄膜炎と診断された患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）

）第十二条第一項第二号の届出については、なお従前の例による。

2 施行日前に細菌性髄膜炎と診断された患者に係る法第十四条第二項の届出については、なお従前の例による。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 (略)</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 細菌性髄膜炎（第十三号から第十五号までに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 侵襲性インフルエンザ菌感染症</p> <p>十四 侵襲性髄膜炎菌感染症</p> <p>十五 侵襲性肺炎球菌感染症</p> <p>十六 水痘</p> <p>十七〇三十六 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 侵襲性インフルエンザ菌感染症</p> <p>十 侵襲性髄膜炎菌感染症</p> <p>十一 侵襲性肺炎球菌感染症</p> <p>十二〇十八 (略)</p> <p>4〇七 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 細菌性髄膜炎</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 水痘</p> <p>十四 髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>十五 (新設)</p> <p>十六 (新設)</p> <p>十七〇三十四 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>十 (新設)</p> <p>十一 (新設)</p> <p>十二〇十六 (略)</p> <p>4〇七 (略)</p>